

## ■ 国家資格推進委員会報告 ■

国家資格推進委員会

委員長 藤本 禮子

学会ニュース第36号では、2018年5月から3回にわたって行われた音楽療法プロジェクトチーム（以下 MTPT）との音楽療法勉強会について、また9月の第18回日本音楽療法学会学術大会中に行われた総会、シンポジウム「国家資格は今！」について報告をいたしました。今回はそれ以降行われた活動などについて報告します。

10月に、現在学会の音楽療法士の国家資格化の活動に正面から取り組んでくださっている MTPT を構成する国会議員の交代がありました。

MTPT 座長を務めてくださっていた浮島智子衆議院議員が文科省副大臣に就任され、MTPT 座長を降りられました。そして、それまで事務局長を勤められた秋野公造参議院議員が座長に就任され、同事務局長には、新に佐々木さやか参議院議員が就任されました。

学会は、その後 MTPT の新座長、新事務局長を中心に国家資格化、保険点数化についての会見を重ねました。

10月から3月まで、MTPT 座長秋野公造議員、同事務局長佐々木さやか議員との会見は、参議院会館で、時には学会事務局において5回開催されました。

会見では、国家資格化、保険点数化の方策を探るため、音楽療法の様々な領域、臨床場面で起きている事、他職種との関係など、あらゆる方向から音楽療法に関する情報を提供し、それらを整理・分析する作業が続きました。

会見のほか、2月には、長崎の神田 E・N・T 医院で行われた人工内耳装用児への音楽療法臨床現場の視察を行いました。この視察の結果が具体的に何に繋がるのかはまだ不明ですが、あらゆる可能性を探っているところです。

こうした作業を続けつつ、2019年1月から、これまでの情報を基に国家資格化のための法文案についての話し合いが始まりました。

9月の学会学術大会中に行われた総会、会員集会、シンポジウムで、今回の音楽療法士の資格化では、他領域・多方面に広がっている音楽療法の全ての領域をカバーするのではなく、まず資格化できる領域から取り組むという方針が語られ、確認されました。

これは資格化への「蟻の一穴をあける」という方策です。実績を積みながら、その一穴を次第に広げていくという方策です。その一穴がどの領域になるのかはまだわかりません。

今回の学会ニュース第37号巻頭言でも触れましたが、今回の努力の結果、国家資格化が実現しても、それが音楽療法士の国家資格化のゴールではなく、より良い音楽療法士の国家資格化へのスタートです。スタートラインに着く足場を確保して、少しずつ内容を深め、広げて行くためのスタートなのです。

今後も MTPT 座長、同事務局長、国会議員を中心に話し合いながら、音楽療法を受ける方々の為、音楽療法士の為に、最良の国家資格化への道を探ってまいります。

会員の皆様には、音楽療法士の国家資格化に向かって進む学会の姿勢をご理解頂き、全力での応援・ご協力をお願いいたします。

すでにお知らせしましたように、国家資格化の歩みを会員の皆様に共有していただきたく学会 HP の国家資格のページに活動報告を掲載しています。どうぞご覧くださいまして、尚一層のご理解・ご支援・応援をお願い申し上げます。

## ■ 音楽療法で使用する楽曲の著作権について ■

音楽療法セッションで使用する楽曲の著作権料について会員からの問い合わせも多くなり、常任理事会で検討し土野研治副理事長と湯川れい子理事が、1月18日に日本音楽著作権協会を訪れて音楽療法で使用する楽曲の著作権料について話を伺いました。日本音楽著作権協会では、「音楽療法セッションで使用する楽曲に関しての著作権料に関しては留保している」との説明を受けました。また健康・医療現場で使用する音楽（B.G.M.を含む）に関しても留保していると説明を受けましたので、会員の皆様に報告します。

一般社団法人  
日本音楽療法学会ニュース

発行 一般社団法人日本音楽療法学会

理事長 藤本 禮子 副理事長 土野 研治 副理事長 二俣 泉

事務局 〒105-0013 東京都港区浜松町 1-20-8 HK浜松町ビル6階 TEL 03(5777)6220 FAX 03(5401)0337

## 国家資格化についてのインタビュー

根岸：音楽療法士の国家資格化・保険点数化が、2018年に再び動き出しましたが、その経緯について改めて教えてください。

藤本：複数の要因が複合していますが、大きなきっかけの一つが、2017年の世界音楽療法大会でした。そこに参加された一人の医師が、音楽療法の現状に大きな関心を示され、その方が一緒に仕事をされてきた、公明党の秋野公造参議院議員とのパイプを作ってください、そこから国家資格化に向けた動きが起きました。

世界大会に日本と世界から多数の人々が集い、多くの研究発表がなされたことが、非常に良い影響を及ぼしたことは間違いありませんが、このエピソードは、国家資格化が動いた要因の一つです。

たとえば、公明党の浮島とも子衆議院議員には、以前から協力いただいております、世界大会の開会式でもご挨拶いただき、その後も尽力くださっています。自民党の嶋下一郎衆議院議員には、以前から学会の顧問を務めていただいております、様々な助言を賜っています。

2018年の2月からの国家資格関連の動向や活動の報告は、

学会HPに逐次アップしていますので、学会員の皆様には、是非とも頻繁にHPをご覧ください、国家資格についての情報を共有していただければと思っています。

根岸：学会員の一人として、私たちにも国家資格の実現に向けて出来ることはありますか？

藤本：私がまず申し上げたいことは、音楽療法の「国家資格化・保険点数化」の議論が国会議員の協力を得てここまで進んできたのは、学会員お一人おひとりの、これまでの音楽療法への真摯な取り組みが結実してきた結果だ、ということ。先にお話しましたように、その取り組みが世界大会のような開かれた場で音楽療法以外の専門家の目に触れ、今回の動きを触発するひとつの要素になったわけです。

浮島議員が高松大会のシンポジウムで、国家資格化のために必要なのは「音楽療法の専門性・必要性・有用性を明らかにすること」と述べられました。

まず「有用性」についてお話ししますと、「音楽療法は役に立つ」ということを、学会員一人ひとりが検証し、発表していくことが、国家資格化への力になるはずで

